

林地開発編 Q&A

1 林地開発許可の対象となる森林とはどういうものですか

対象となる森林は知事がたてた『地域森林計画』の対象となる民有林で、保安林・保安施設地区等に指定されていない森林です。ほとんどの森林が対象になっています。

2 『地域森林計画』対象の森林はどうすればわかりますか。



開発対象予定地の市町の林務担当部署
または当事務所林業経営課にお問い合わせ
ください。

3 林地開発許可申請の必要な開発行為とはどういうものですか

1ヘクタールを超える面積の森林を開発する場合で、土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する場合は、

- ① 農地、宅地の造成
- ② 砂、砂利または転石、鉱物の採取
- ③ 土砂捨てその他物件の堆積
- ④ 建築物その他の工作物または施設の新築または増築
- ⑤ 太陽光発電の設置



※当該施設は一般的に基礎の上に架台を据え、太陽光パネルを設置する構造のため「建築物その他の工作物または施設の新築または増設」に該当し、土地の形状または性質を復元できない状態にするおそれがあることから林地開発許可の対象となります。

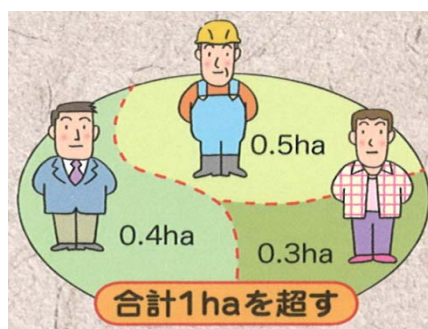
4 森林開発面積が1ヘクタール以下の場合、許可は必要ないの ですか

林地開発の許可は必要ありませんが、『伐採及び伐採後の造林の届出書』を開発対象地の市町に提出する必要があります。

また、はじめは1ヘクタール以下でも将来的に1ヘクタールを超えて開発する場合は林地開発許可が必要です。

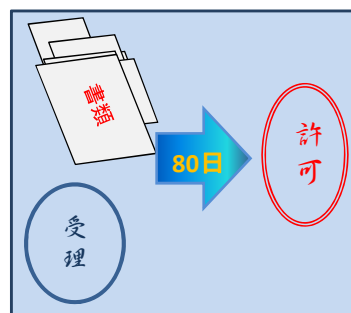
5 何人か共同で森林を開発する場合は許可が必要ですか

森林所有者が共同で開発する場合、それぞれの所有者の開発する森林面積が1ヘクタール以下でも、全体の開発面積が1ヘクタールを超える場合は許可が必要です。



6 林地開発許可申請を提出し、許可されるまでに、どれくらい の期間が必要ですか

林地開発許可申請は、添付していただく書類が多く多様なため、事前に相談していただきながら書類を整理していただき、書類がそろった後、それを正式に県が受理し、それから許可までの標準処理期間を80日としています。



なお、受理後も補正処理が必要な場合は、それに要した日は除きます。

また、申請にあたっては、事前に許認可や届け出を必要とする他法令関係が必要となる場合は、原則同時に許可することとなるため、80日を超えることもあります。

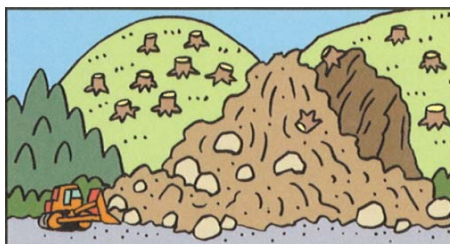
7 許可の基準はどういうものですか、そのために対策工事が 必要ですか

開発によって森林の持つ大切な働きが損なわれないようにすることが許可の基準です。

そのため、次の4つのチェックポイントが設けられています。

①周辺に土砂の流出や崩壊、
その他の災害を発生させないこと

➡ 災害を防止するための工法
や施設の設置が必要です



②水害を発生する恐れがないこと
➡ 洪水調整の施設の設置が必要です

③地域の水の確保に支障をきたさないこと
➡ 水量の確保、水質の悪化を防ぐための
施設の設置が必要です

④周辺の環境や景観が悪化しないこと

➡ 開発目的ごとに残さなければならない森林の割合や配置が決められています

7 もっと詳しく知りたい

栃木県のホームページに『[森林法に基づく林地開発許可申請の手引き](#)』
が掲載されています。

8 相談窓口

栃木県県南環境森林事務所森づくり課	TEL	0287-23-1441
林業経営課	TEL	同上
足利市産業観光部農林整備課	TEL	0284-20-2164
栃木市産業振興部農林課	TEL	0282-21-2386
佐野市産業文化部農林振興課	TEL	0283-61-1163
小山市経済部農政課	TEL	0285-22-9255
下野市産業振興部農政課	TEL	0285-48-2143
壬生町経済部農政課	TEL	0282-81-1839
野木町産業建設部産業課	TEL	0280-57-4151